

施工体制台帳・再下請負通知書

- 1) この施工体制台帳。再下請負通知書は全建統一様式を基に再編集したものです。
- 2) 施工体制台帳作成建設工事に該当しない場合は「施工体制台帳・再下請負通知書」を記載する必要はありません。

施工体制台帳チェックシート(ビジネスパートナーの皆様へ)

チェックシートの趣旨

このチェックシートは今まで提出された所謂「施工体制台帳」において不備が目立つ項目を纏めたものです。項目に挙げられていないものも含め正しく記載されていることを確認の上、期限までに書類を提出するようお願いいたします。

(会社名)

(氏名)

提出期限 年 月 日

確認者

印

施工体制台帳・再下請け通知書

<input type="checkbox"/>	提出書類一覧表(施工体制台帳・再下請負通知書)
<input type="checkbox"/>	提出書類一覧表に基付き必要な書類が一覧表の順序どおりファイリングされている。
<input type="checkbox"/>	受付年月日が記入されている。
<input type="checkbox"/>	施-2 施工体制台帳・再下請負通知書
<input type="checkbox"/>	施-3 注文者(直近上位者)との契約年月日が記入されている。
<input type="checkbox"/>	下請負契約・再下請負契約の契約書類の写しが添付されている。
<input type="checkbox"/>	下請負契約・再下請負契約の工期及び契約日が記入されている。
<input type="checkbox"/>	直近上位の業者名が記載され押印がなされている。
<input type="checkbox"/>	建設業の許可の更新年月日が5年を過ぎていない。
<input type="checkbox"/>	建設業の許可について(通知)の書類の写しが添付されている。
<input type="checkbox"/>	主任技術者が配置されている。
<input type="checkbox"/>	主任技術者の資格内容が適切である。
<input type="checkbox"/>	主任技術者の専任、非専任が適切である。(公共性の有る工事で、請負契約金額が2,500万円以上、建築一式工事にあつては5,000円万以上)
<input type="checkbox"/>	主任技術者の資格を有するものの写し、自社従業員である証明書類の写し (従業員証、健康保険証など) 経験年数による場合は実務経験経歴書が記載され、添付されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 社会保険等の加入状況が確認できる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 作業員名簿(社会保険関係確認用)が記載されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者の従事の状況が確認できる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 外国人建設就労者建設現場入場届出書が記載されている。
<input type="checkbox"/>	施-4 下請業者編成表
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 後日、差し替えられた労働者名簿も含め、請負形態が明確に記載されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 編成表が2枚以上となった場合においても、1枚目と同様に 請負形態がわかる様順序通り記載されている。

施工体制台帳の作成について

建設工事は、ゼネコンから専門工事業まで、下請、孫請などによる分業体制の下で適性かつ効率的な施工を確保するために、元請会社が工事現場ごとに下請、孫請などその工事に関わるすべての会社の状況、その技術者の設置などの施工体制を的確に把握していることが前提です。

施工体制台帳の作成が次の通り建設業法上の義務は公共建築工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事は下記の金額以上になったときに生じるものとする。

1. 施工体制台帳

作成建設業者が、発注者から直接請け負う元請となって、下請契約総額が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）以上を下請けに出すときには下請、孫請等その工事に関わる全ての会社名、それぞれの工事内容、工期、などを書いた施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。

下請けに対しては、工事を孫請会社に再下請けした時は、再下請負通知書で「再下請負通知をしなければならぬ」旨を通知し、かつ工事現場の見やすいところに、元請である建設業者の名称と再下請負通知書の提出先を掲示しなければなりません。

2. 再下請負通知書

施工体制台帳が作成される工事を受けた下請会社が、さらにその工事を孫請会社に再下請けしたときには、その再下請の工事の内容、工期などをもととの受注者である建設業者に通知しなければなりません。

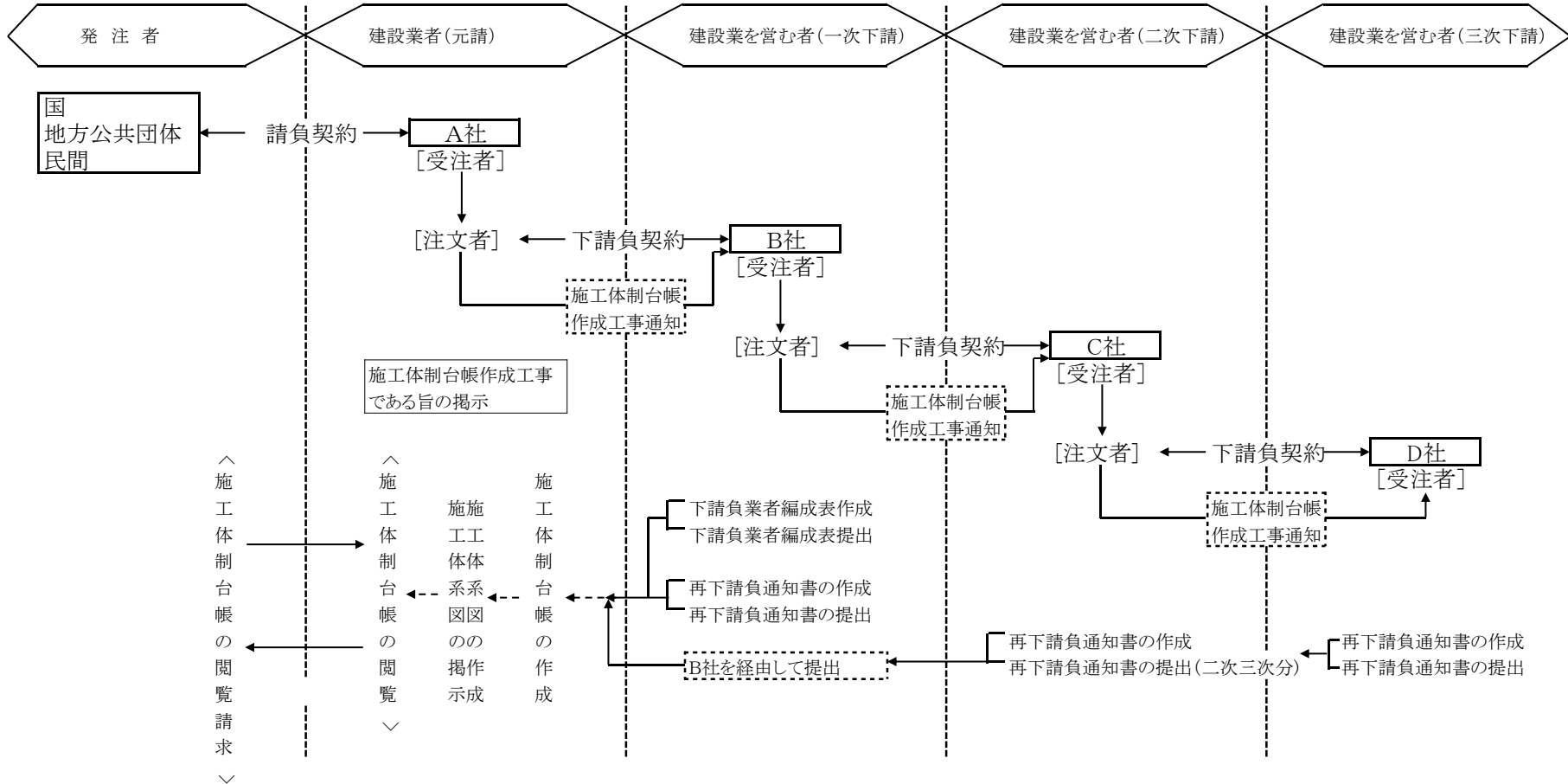
孫請会社に対しては、元請である建設業者の名称、再下請負通知をしなければならぬ旨及再下請負通知書の提出先を通知しなければなりません。

元請である建設業者は、再下請負通知書がきちんと提出されるよう下請けや孫請けを指導することが必要です。

3. 施工体系図

建設業者は、施工体制台帳や下請会社からの再下請負通知書をもとに、各下請の施工の分担関係を表示した施工体系図を作り、工事現場の見やすい場所に掲示しておく必要があります。

施工体制台帳等の作成の流れ



- (注) 1. A社(元請)が当該工事の作成建設業者に該当する旨等について下請負人に通知し、通知書と共にA社(元請)の指定用紙を渡す。
 2. 通知書には、下請負人が再下請負を行なわせた時は、「再下請負通知」を行わなければならない旨及び関係書類の提出場所を明記しなければならない。
 3. 添付書類として、A社(元請)は発注者との請負契約の写し及びB社との下請契約の写し、B社はC社との下請契約の写し、C社はD社との下請け契約の写しをそれぞれの提出書類に添付する。(公共工事以外の場合は金額欄は抹消して良い)

提出書類一覧表

施工体制台帳・再下請負通知書

番号	社印	提出書類の名称	適用法令	提出時期	受付年月日	元請確認
施-1	—	・施工体制台帳作成建設工事の通知	・建設業法 第24条の7	(元請記載)	・ ・	—
施-2	要	・施工体制台帳 ・一次下請負人に関する事項	・建設業法 規 第14条	(元請記載) 着工時	・ ・ ・ ・	—
施-3	要	・建設業法・雇用改善法等に基づく届出書 (変更届)(再下請負通知書様式)(1次～2次)	・建設業法 第24条の7	着工時	・ ・	
		・作業員名簿(社会保険関係確認用) ・外国人建設就労者建設現場入場届出書			・ ・	
施-3 を使用		・建設業法・雇用改善法等に基づく届出書 (変更届)(再下請負通知書様式)(2次～3次)	・建設業法 第24条の7	着工時	・ ・	
		・作業員名簿(社会保険関係確認用) ・外国人建設就労者建設現場入場届出書			・ ・	
施-4	—	・下請負業者編成表		着工時	・ ・	
施-5		・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	・建設業法 第24条の7	元請作成		

下請側 提出時確認

施工体制台帳作成建設工事通知 [元請負業者が記入]

平成 年 月 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 _____

事業所名 _____

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請名			
発注者名			
工事名			
監督員名	権限 及び 意見申出方法		
提出先及び 担当者			

年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

工事名称 及 工事内容				
発注者 名 及 住 所	〒			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	

契約 営業所	区分	名 称	住 所

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
------	--	----------------	--

現場 代理人名		権限及び 意見申出方法	
------------	--	----------------	--

監理技術 者・主任 技術者名	専 任 非専任	資格内容	
----------------------	------------	------	--

専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

外国人建設就労者 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

- (記入要領)
- この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式第1号-甲)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
発注者及び下請負人との契約書面の写しを添付(公共工事は請負代金額の記載のあるもの)
 - 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - 監理技術者・主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
(監理技術者・主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
※登録基幹技術者 名・種類		担当工事内容	

外国人建設就労者 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

- 監理技術者・主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)
- ① 出入国及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
② 同法別表第1の5の表の上欄の在留資格が決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請負契約を行う場合は、下請負契約欄に「同上」と記載する。右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記載する。)

- ①経験年数による場合
- 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
(短大・高専卒業生を含む。)
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験

- ②資格等による場合
- 1) 建設業法 「技術検定」
 - 2) 建築士法 「建築士試験」
 - 3) 技術士法 「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法 「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法 「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法 「技術検定」

施-3

年 月 日

再下請負通知書（変更届）

直近上位の
注文者名 _____

【報告下請負業者】
〒 _____

現場代理人名
(所長名) _____ 殿

住 所 _____

TEL _____

FAX _____

元請名称 _____

会社名 _____

代表者名 _____ 印

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

監 督 員 名	安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名	
現場代理人名	雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法	※専門技術者名	
※主任技術者名 専任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容	担当工事内容	

※登録基幹技能者 名・種類		
------------------	--	--

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

（記入要領）

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類（公共工事以外は請負代金額の記載は不用）の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、〈注文書・請書等〉 ②請負契約約款
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- ① 出入国及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の技能実習の在留資格が決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
② 同法別表第1の5の表の上欄の在留資格が決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名			代表者名		
住 所 電話番号	〒 _____ (TEL - -)				
工事名称 及び 工事内容					
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

現場代理人名	安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名	
※主任技術者名 専任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容	※専門技術者名	
	資 格 内 容	
	担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

- 6 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
①経験年数による場合
1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験 (短大・高専卒業者を含む。)
2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」

作業員名簿

(平成 年 月 日作成)

事業所の名称 _____
 所 長 名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や
 労働災害発生時の緊急連絡対応のために元請業者に提示する
 ことについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 _____

代表者名 _____ 印

[建退共加入の有無 有・無]

元請
 確認
 欄 _____

年 月 日

次)会社名 _____

代表者名 _____ 印

[建退共加入の有無 有・無]

番号	ふりがな 氏 名	職種	*1	雇入年月日	生年月日	現住所 (TEL)	最近の 健康診断日	血液型	特殊 健康診断日 種 類	健康保険 ⁷	教 育・資 格・免 許			入場年月日	建退共 手帳 所有の 有無
				経験年数	年齢	家族連絡先 (TEL)	血 圧			年金保険 ⁸	雇用保険 ⁹	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	
1				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
2				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
3				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
4				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
5				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
6				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
7				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無
8				年 月 日	年 月 日	(- -)	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	(- -)	~							年 月 日	無

(注) 1. *印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人
 (作) …作業主任者 (正副2名を選任すること)
 (女) …女性作業員
 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者
 (職) …職 長
 (安) …安全衛生責任者
 (能) …能力向上教育 (※)
 (再) …危険有害業務・再発防止教育

(※)能力向上教育は、平成3年1月21日付旧労働省労働基準局基発第39号「安全衛生教育の推進について」により定められた職長等の「能力向上教育に準じた教育」を指す。

- 作業員名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、追加の都度この様式で提出する。
- 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- 資格・免許等の写しを添付することになるが、その場で本証とチェック出来れば不要。
- 建退共手帳所有の有無については、該当するものに○で囲む。
- 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

外国人建設就労者建設現場入場届出書

所長殿

平成 年 月 日

会 社 名

(責任者の職・氏名)

外国人建設就労者の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者 1	外国人建設就労者 2	外国人建設就労者 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留期間満了日			

3 受入建設企業・適正監理計画に関する事項

適正監理計画認定番号			
受入建設企業の所在地			
元請企業との関係 (直近上位の企業名その他)			
責任者	役職	氏名	
管理指導員	役職	氏名	
就労場所			
従事させる業務の内容			
従事させる期間 (計画期間)			

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 適正監理計画認定証
- 2 パスポート (国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード又は外国人登録証明書
- 4 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書 (労働条件通知書)

実務経験証明書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

証 明 者 職 名 _____
 氏 名 _____ 印 _____

記

被証明者氏名	生年月日	西暦 年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職 名	主な経験の内容		期 間	
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
合 計			年	か月

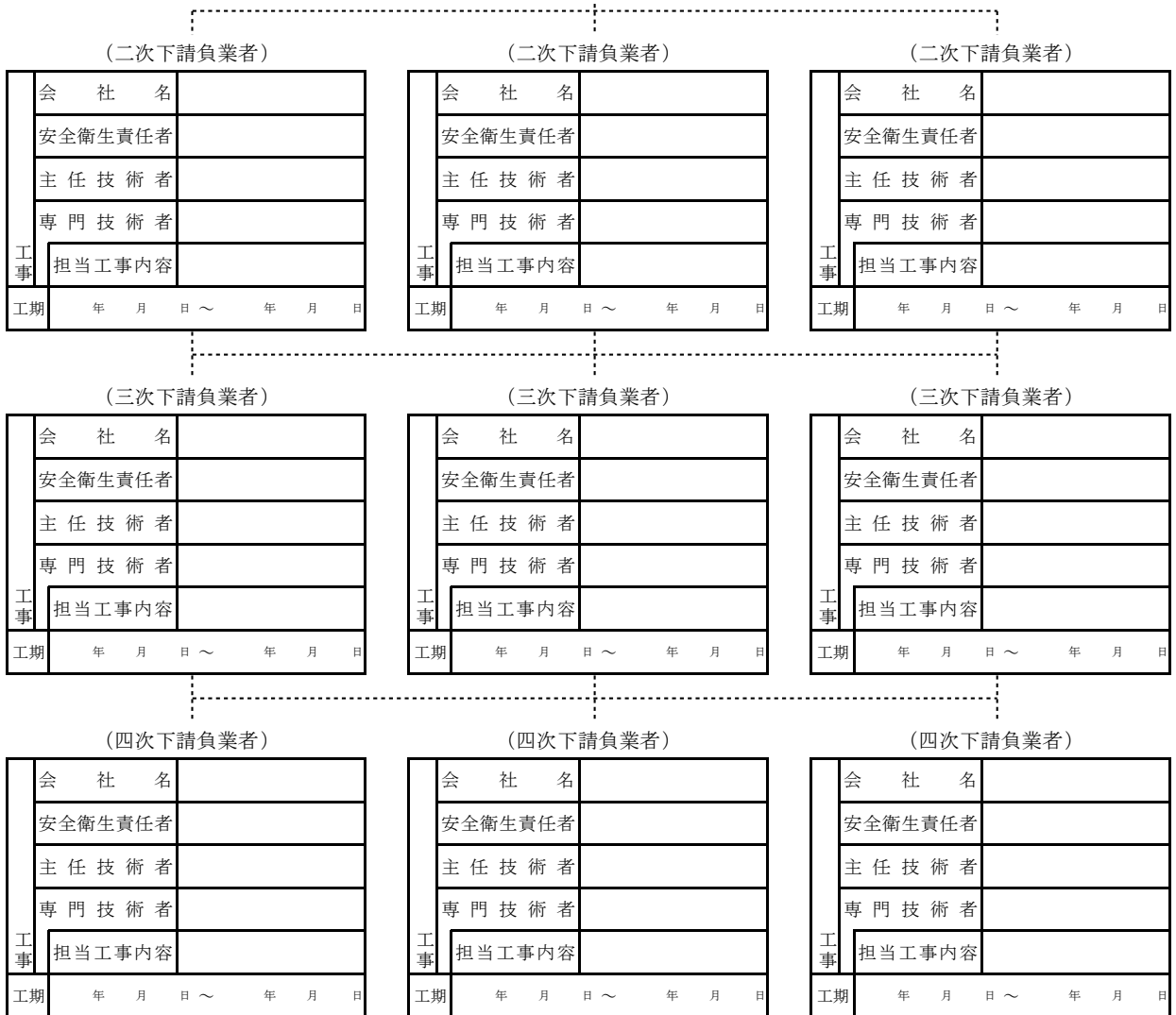
「実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出して下さい。
この証明書の提出を必要としない方は、第3条第1項第1号に該当し資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方及びク「一級建築士」である方のみとなります。
 - 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。
 - 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入して下さい。
 - (2) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。
例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります
(当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません)。
 - (3) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入して下さい。
 - (4) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間
(あなたが、証明者に管理する部署に所属していた期間)を記入して下さい。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (5) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に(例えば「××部××課××係技術吏員」等)記入して下さい。
 - (6) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載して下さい。
 - (7) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入して下さい。
- なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
- (8) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計して記入して下さい。

下請業者編成表

(一次下請負業者＝作成下請負業者)

工 事	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	登録基幹技能者	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	



- (記入要領) 1. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「届出書」(様式1号-甲)に基づいて本表を作成の上、元請に届け出ること。
2. この下請負業者編成表でまとめきれない場合は、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。
3. 二次下請負業者を使用しない場合は、この書類は提出不要。